別紙49

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する

<table>
<tr><td colspan="2">名称</td><td colspan="6">日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行区域面積</td><td colspan="6">約 3.0ha</td></tr>
<tr><td rowspan="9">公共施設の配置及び規模</td><td rowspan="8">道路</td><td>種別</td><td>名称</td><td colspan="2">規模</td><td>備考</td></tr>
<tr><td rowspan="2">幹線街路</td><td>都市計画道路　放射第 28 号線</td><td colspan="2">別に都市計画において定めるとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>都市計画道路　放射第 12 号線</td><td colspan="2">別に都市計画において定めるとおり</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">区画道路</td><td>特別区道 中日第 273 号線</td><td colspan="2">幅員 18m　　延長約　160m</td><td>拡幅</td></tr>
<tr><td>特別区道 中日第 278 号線</td><td colspan="2">幅員 10.5m　　延長約　120m</td><td>拡幅</td></tr>
<tr><td>特別区道 中日第 279 号線</td><td colspan="2">幅員 6.5m　　延長約　40m</td><td>拡幅</td></tr>
<tr><td>特別区道 中日第　20 号線</td><td colspan="2">幅員 5.5～11m　　延長約　10m</td><td>既設（再整備）</td></tr>
<tr><td>区画道路 1 号</td><td colspan="2">幅員 8m　　延長約　24m</td><td>新設、歩行者専用道路</td></tr>
<tr><td>その他公共施設</td><td>河川</td><td>一級河川日本橋川</td><td colspan="2">約 150 ㎡</td><td>拡幅</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建築物の整備</td><td>街区番号</td><td>建築面積</td><td>延べ面積　　【容積対象面積】</td><td>主要用途</td><td>建築物の高さの制限</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>A</td><td>約　1,200 ㎡</td><td>約　5,000 ㎡【約　4,800 ㎡】</td><td>店舗、事務所等</td><td>低層部D：40m</td><td rowspan="3">高さの基準点はＴＰ+4.3mとする。</td></tr>
<tr><td>B</td><td>約　1,000 ㎡</td><td>約　6,000 ㎡【約　4,500 ㎡】</td><td>店舗、住宅等</td><td>低層部E：31m</td></tr>
<tr><td>C</td><td>約 12,600 ㎡</td><td>約 395,000 ㎡【約 303,400 ㎡】</td><td>店舗、事務所、集会施設、宿泊施設・駐車場等</td><td>高層部A：290m
高層部B：130m
低層部C：56m</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">建築敷地の整備</td><td>街区番号</td><td>建築敷地面積</td><td>整備計画</td></tr>
<tr><td>A</td><td>約　1,370 ㎡</td><td rowspan="3">・日本橋川沿いは、日本橋川交流拠点の形成に向けて親水空間及び歩行者空間を確保するとともに、日本橋地域を象徴する歴史的な建築物の保存を図る。
・地上部は、敷地内の屋内及び屋外に広場を設けるほか、東西及び南北方向に通路等を設け、快適な歩行者空間を確保する。
・地下部は、交通結節機能を強化するとともに、既設の永代通り下の地下道を通じた東京国際金融センター構想の金融軸を支える安全で安心な歩行者ネットワークの形成に寄与するため、日本橋駅や日本橋一丁目三井ビルディングと直結させる。</td></tr>
<tr><td>B</td><td>約　2,060 ㎡</td></tr>
<tr><td>C</td><td>約 15,560 ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">参考</td><td colspan="2">地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり</td></tr>
</table>

「施行区域、公共施設及び街区の配置、建築物の高さの限度は計画図表示のとおり」

理　由　：　土地の集約化と街区再編による土地の高度利用を図り、高規格な業務・商業機能等の一体整備による複合機能集積地の形成、歩行者ネットワークの強化による回遊性の創出、歴史的建築物の保全活用及び日本橋川沿いの良好な水辺環境の創出等を通じて国際競争力を強化するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業　位置図

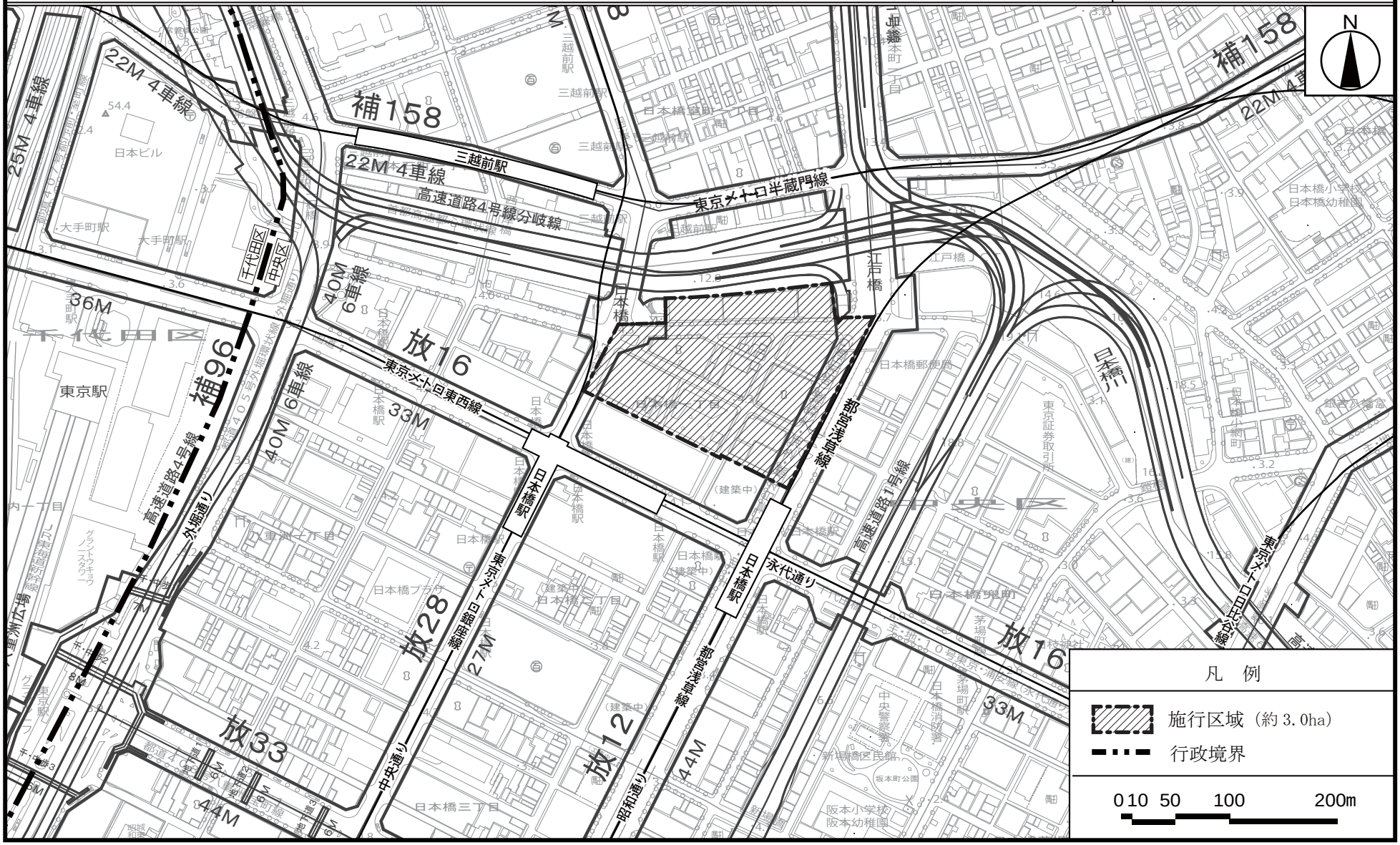

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成２７年度版）を使用したものである。
（２８都市基交測第　１５４号・MMT利許第　２７０８３号－７４）
無断複製を禁ずる。

（承認番号）２８都市基街都第　３２４号、平成２９年３月１５日

東京都市計画第一種市街地再開発事業　（施行区域図）
日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業　計画図1

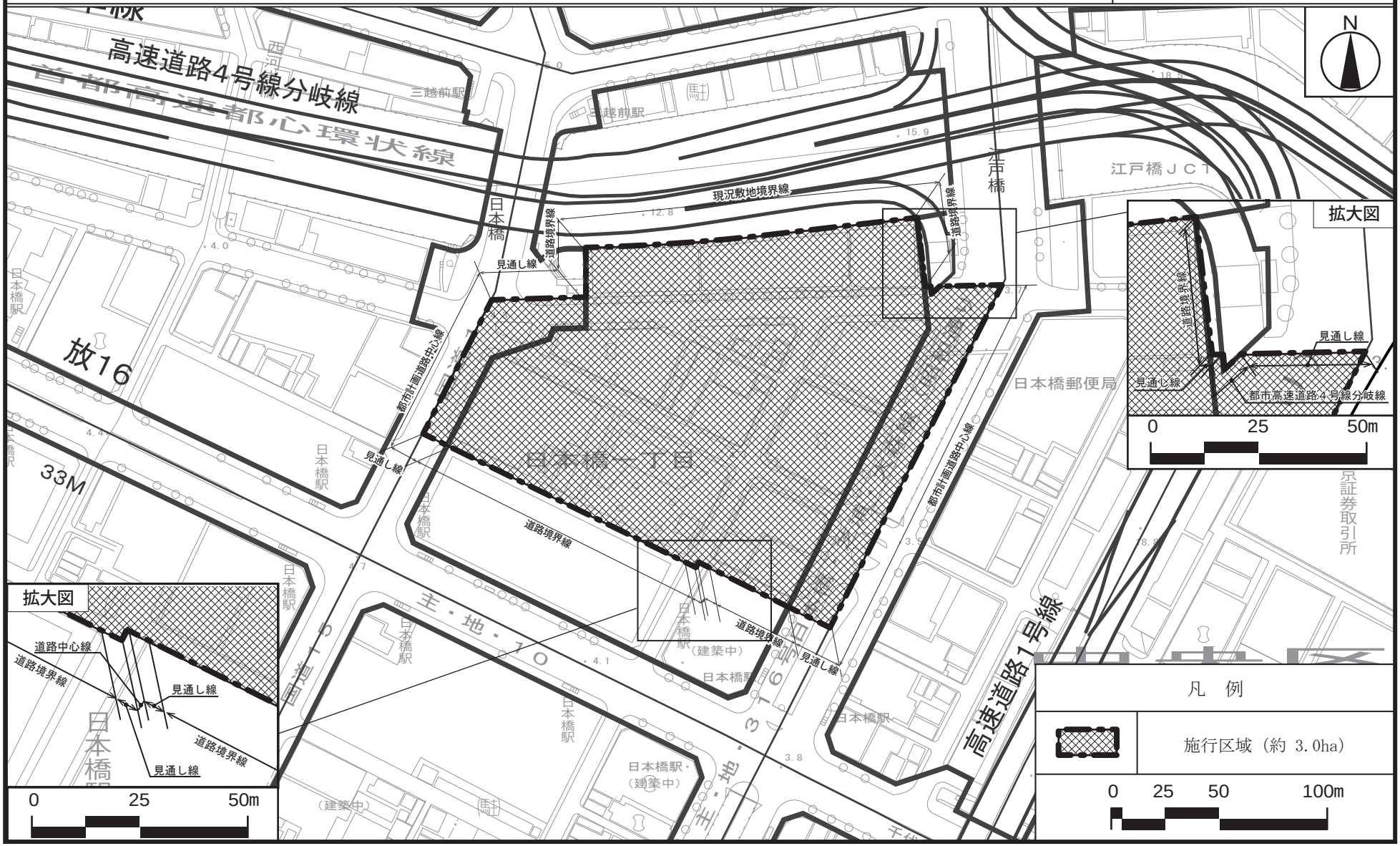

この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成２７年度版）を使用したものである。
（２８都市基交測第　１５４号・MMT利許第　２７０８３号－７４）
無断複製を禁ずる。

（承認番号）２８都市基街都第　３２４号、平成２９年３月１５日

東京都市計画第一種市街地再開発事業　(公共施設の配置及び街区の配置図)
日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業　計画図2

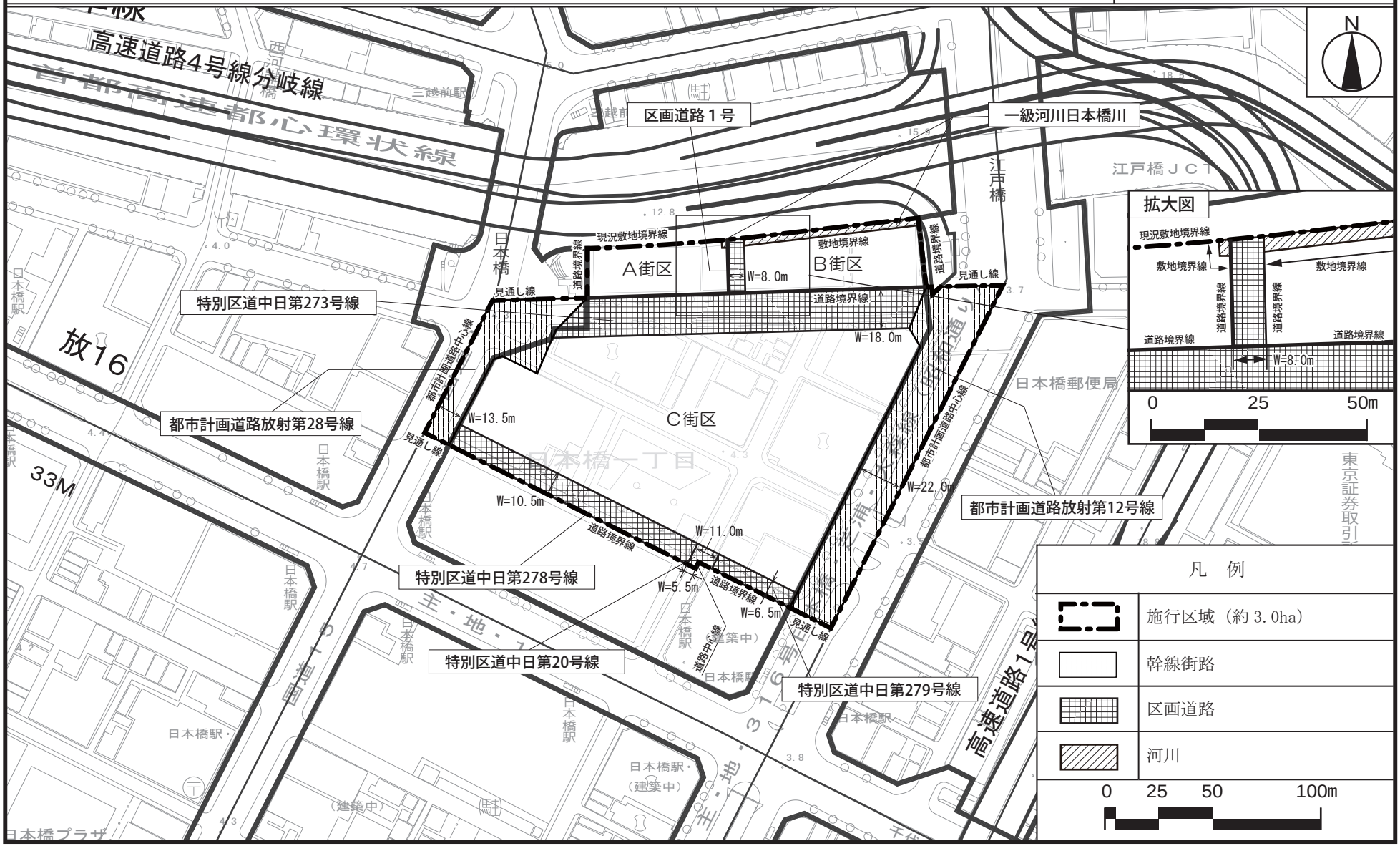

この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成２７年度版）を使用したものである。
（２８都市基交測第　１５４号・MMT利許第　２７０８３号－７４）
無断複製を禁ずる。

（承認番号）２８都市基街都第　３２４号、平成２９年３月１５日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業　計画図３

（建築物の高さの限度）

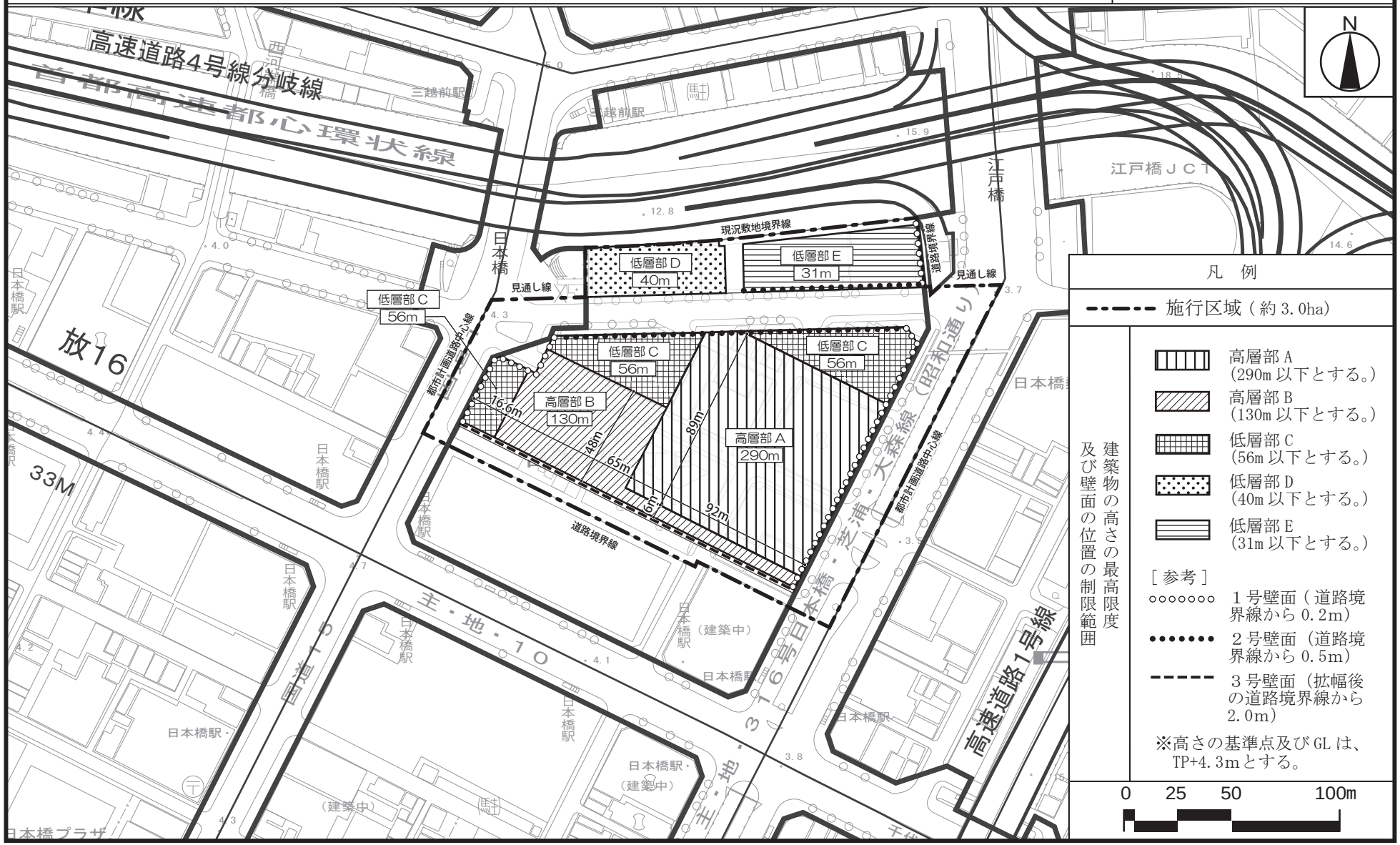

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成２７年度版）を使用したものである。
（２８都市基交測第　１５４号・MMT利許第　２７０８３号－７４）
無断複製を禁ずる。

（承認番号）２８都市基街都第　３２４号、平成２９年３月１５日